

Title	拳状の成立について
Sub Title	The origins of the Kyojo in the Kamakura Period
Author	漆原, 徹(Urushihara, Toru)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.1 (1997. 9) ,p.107- 129
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970900-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

挙状の成立について

漆原徹

I

く、戦功認定に必要な軍忠について推薦ないし証明する
軍忠挙状をさすものとする。

南北朝期における挙状は、国人の軍忠を証明、推挙する軍忠挙状と、軍忠を前提として国人の所領安堵や新恩給付の要求を推挙する安堵・恩賞・訴訟の各挙状に大別される。⁽¹⁾しかし挙状が多用されるようになつたのは南北朝期にはいつてからであつて、鎌倉期においては南北朝期にみられるような機能と目的で作成された挙状の例は非常に少ない。⁽²⁾本稿では、南北朝期の幕府・守護・国人三者間の関係を考察するのに大きな役割を果たす一連の軍事関係文書の中で、特に挙状を取り上げて、戦功認定との関係からその成立について考察したい。ここでいう挙状は、官途吹挙状や鎌倉幕府法にいう訴訟手続上現れたのが蒙古襲来の時期からであるという事実を前提

としているようであるが、当該期から戦功認定関連文書が残存するようになるのは決して偶然ではない。注意しなければならない重要な点は、蒙古合戦においては、将军はもとより執権、連署そして恩賞奉行すら戦場である九州には所在せず、遠くはなれた鎌倉の地において恩賞の最終的決定をなしていたという事実である。従つて、現場指揮官が現地での戦功認定手続きを終了させて鎌倉には書面をもつて報告し、鎌倉では原則として現場の大将から送付されてきた書類のみで恩賞決定の判断を下さねばならなかつたのである。従つて、幕府首脳が鎌倉所 在のまま、書面審理のみで恩賞給付を客観的に判断し得る報告を作成するため、現地では守護人などが中心となる慣習ないし基本的制度が根本的に変更を迫られたことを意味する。そして戦功認定に関する文書史料が、蒙古襲来に際して初めて確認され、以後継続して戦国時代まで残存する事実は、文書手続による戦功認定方法が、大規模かつ連續する戦乱期に適応した戦功認定の手段であつたことを示唆している。当初従来の方式で行なつた戦功認定の作業は、特に文永の役など、日本側の損害が

極めて甚大で、戦死したもののが事実確認も手間取り、証人が殆ど期待しがたい状況のなかで、遅々として進展しなかつたと想像される。この間どのような戦功認定手続が行われたかは、主に竹崎季長絵詞や残存する関連文書から判明する事実をもとに次のように考えられる。⁽⁴⁾項目として列举してみよう。①分捕首持参による実検行為、②本人の口頭申告、③大将側の記録係による申告内容の文書化、④合戦見知証人の喚問及び請文提出、⑤申告者本人の文書提出、⑥現場指揮官の推薦状、⑦本人の鎌倉への直接訴訟、これらを頼朝期と比較すると異なるのは、やはり文書による戦功確認作業が大きな比重を占めるようになつた点である。つまり蒙古合戦の戦功認定作業の過程で、証人及び戦功申請者本人に対する事実確認の問題や、幕府への守護の指揮下御家人の戦功の軍忠挙状、そして証判こそないものの戦功申立の軍忠状ともいいうべき申状、などの軍事関係文書が出現したのである。頼朝期では、着到状が提出されていたことが吾妻鏡から知られるが、証判及び提出者本人への返却はなされていないので、複合文書として機能していたわけではない。⁽⁵⁾複合文書としての機能を持つ証判型式の軍事関係文書が出現したのは、蒙古襲来後しばらくしてからの着到状からで

あるが、当然蒙古合戦の戦功認定作業の経験によって影響を受けたことは否定できない。証判型式の着到状の出現は、残存文書例からは番役勤仕者本人作成の証判型式の覆勘状よりも早く、正中の変に際して六波羅探題の証判を受領した例⁽⁶⁾が残存し、同じく証判型式の軍忠状の初見は、手負注文と称された鎌倉末期の熊谷氏の千早城攻

防戦の際に作成された正慶二年のものである。⁽⁷⁾この鎌倉時代での戦功認定の手続方法をいわゆる「法」の形で成文化していた形跡は伺えない。成文法の未確認が慣習法的支配を意味するものではないとはいっても、無論中世における法は、成文法として存在する部分よりも慣習的規範として影響力を持つ部分のほうが重要な比重を占めていたであろうし、特に武士の戦功認定に関しては、その性格上慣例に支配されていた可能性が高いと思われる。そこで文書による戦功認定手続が整備されたと考えられる蒙古襲来の時期の文書史料を検討して、拳状の成立について考察する。

II

拳状の成立については、他の軍事関係文書である軍忠状と同じく蒙古襲来をその契機にしていると考えられる

拳状の成立について

史料 1A

(薩摩比志嶋文書)

當國御家人比志嶋五郎次郎時範令申蒙古合戦之間事、去年六月廿九日五郎次郎并親類河田右衛門尉盛資相共、罷乘長久之乗船、渡壹岐嶋候事實正候、同閏七月七日鷹嶋合戦之時、五郎次郎自陸地馳向候之条、令見知候了、

若此條偽申候者、日本國中大少神罰可罷蒙長久之身候、恐惶謹言、

弘安五年四月十五日

大炊助長久

史料 1B

(薩摩比志嶋文書)

薩摩国御家人比志嶋五郎二郎源時範謹言
欲早依合戦忠勤、預御注進子細事、
副進

自大炊亮殿所賜證狀案文

一〇九（一〇九）

ので、この時残された軍忠拳状の初見例からみていくことにしたい。次に掲出する文書は、薩摩国御家人比志嶋時範⁽⁸⁾の弘安役における軍忠申状の内容を証明した島津長久の「證状」と称される文書である。まずこの文書と関連文書について若干考察しておきたい。

件條、去年六月廿九日蒙古人之賊船數千余艘襲來壹岐嶋時、時範相具親類河田右衛門尉盛資、渡向彼嶋令防禦事、大炊亮殿御證狀分明也、次月七月七日鷹嶋合戰之時、自陸地馳向事、以同前、爰時範依合戰忠勤、為預御裁許、粗言上如件、

弘安五年二月 日

始めに史料1のA・B両文書の日付と内容との関係に注目したい。A文書は弘安役において薩摩国御家人の戦鬪指揮にあたつた大炊亮すなわち島津長久の文書で、B文書で比志嶋時範がいう「自大炊亮殿所賜證狀案文」と考えられている。本文書は、軍忠状の初見史料として紹介されてきたB文書の薩摩国御家人比志嶋時範申状⁽⁹⁾の軍忠内容と同内容の戦功について証明しているので、見知の証人請文である。いずれも宛所を欠くものの、当時の見知証人への喚問などの戦功検知が各國守護正員によつて実施されていたことから、名充人は久時から交替したばかりの薩摩国守護島津忠宗と推知される。⁽¹⁰⁾問題は、弘安五年二月のB文書で、「預御注進子細事」として「自大炊亮殿所賜證狀案文」を副進文書としている点である。比志嶋時範の軍忠申し立ての内容は、前年の蒙古襲来壹

の六月廿九日の壹岐嶋合戦と翌月七月七日鷹嶋合戦に参戦したことであるから、A文書長久の請文は、B文書時範の申状の内容を証明するものである。しかし両文書の日付のに対して、その申状に副進文書として挙げられる長久提出文書が四月十五日と後日の日付であるのは不思議である。繰り返すように既にB文書の方は相田二郎氏以来、軍忠状の初見文書であるか否かについて紹介されて以来周知の文書であるにもかかわらず、同文書と密接な連関を有するA文書との日付の前後矛盾について言及説明したものはない。この矛盾点について当時の戦功認定の手続過程から明かにしてみたい。蒙古合戦における軍忠認定と戦功注進を知る事のできる初見史料は、次の史料2、文永十一年十二月七日の大友頼泰書下である。

史料2

(折紙)

(豊後都甲文書)

蒙古人合戦事、於筑前國鳥飼濱陣、令致忠節給候之次第、已注進關東候畢、仍執達如件、

十一月七日 頼泰
文永十一年

都甲左衛門五郎殿

(折返端裏) 「東方奉行所書下 とこを」

(折返端裏書) 「東方守護所御書下蒙古合戦事」

史料3

(折紙)

蒙古人合戦勲功事、重有御尋子細、為御注進、今月

拾日以前、可令差進御代官給之旨、御沙汰候也、

蒙古合戦事、為尋沙汰、不日可召給代官候、

恐々謹言、

建治元年

十一月六日 景泰 (花押)

史料6

(東大史料編纂所所蔵斑島文書)

筑後國御家人守部彌次郎盛通、同四郎盛時、同六郎
光盛等申蒙古合戦事、申状如此、任實正、載起請詞、
可令申左右給、仍執達如件、

建治三年七月五日

賴泰 (花押)

班島右衛門三郎殿

史料4

(豊後都甲文書)

蒙古人合戦事、去年大略注進言上候畢、而猶其時御
奉公之次第、不日委可注給候、仍執達如件、

建治元年

十一月廿三日 賴泰 (花押)

「到来同年十一月七日」

都甲左衛門五郎殿

拳狀の成立について

史料5

(折紙)

(豊後都甲文書)

到來廿二 建治三年六月十五日 賴泰 (花押)

都甲左衛門五郎殿

(折返端裏) 「東方奉行所召文」

建治元年

十一月六日 景泰 (花押)

史料6

(東大史料編纂所所蔵斑島文書)

筑後國御家人守部彌次郎盛通、同四郎盛時、同六郎
光盛等申蒙古合戦事、申状如此、任實正、載起請詞、

可令申左右給、仍執達如件、

建治三年七月五日

賴泰 (花押)

班島右衛門三郎殿

史料4

(豊後都甲文書)

蒙古人合戦事、去年大略注進言上候畢、而猶其時御
奉公之次第、不日委可注給候、仍執達如件、

建治元年

十一月廿三日 賴泰 (花押)

「到来同年十一月七日」

都甲左衛門五郎殿

蒙古襲来に際しての戦功認定に関連する文書は、文
永・弘安両役各々を表I・IIに掲出したが、文永役では
七通ほどの関連文書が残存する。最も早い前掲史料2、
文永十一年十二月七日の豊後守護大友賴泰書下でも、御

表
一

家人都甲左衛門五郎の鳥飼浜合戦での忠節について、「已注進関東候畢」と都甲本人に告知している。この事実から鑑みて、蒙古襲来時ににおける戦功の上申について、九州守護は指揮下御家人の検知した戦功を鎌倉へ報告する制規であつたことを知る事ができる。蒙古襲来絵詞の弘安役の戦功認定の場面では、大将の面前に討取つた敵首を持参し、口頭で申請を行う竹崎季長の傍らで、巻紙にそれを文書化する執筆という役目の人物が登場している。原則的には本人が申請する軍忠について、守護・大臣側で文書化して鎌倉に報告したものであろう。しかし将側で文書化して鎌倉に報告したものであろう。しかし史料6、建治三年六月十五日付大友頼泰召文によれば、証人に対しても軍忠申請者の申状を披露し、内容に相違がないかどうかについてを、起請の文言を記載して請文として守護所へ提出するよう要求している。この文書は合戦における見知証人請文を要求した初見の文書であり、文永役の戦功認定において、申請者本人の軍忠申状を証人に示し、所載内容の実否を起請文言を以て答申するよう命じたものであるから、既に文永戦役の認定作業でも建治三年の段階で、弘安戦役での文書確認手続と同様の手続を実施した事が判明する。以上を総合すると、文永役での戦功認定手続において、鎌倉に戦功注進がなされる以前の現地での戦功検知がいかなる方法によつて実施されたかを以下のように明かにし得る。鎌倉へ注進される戦功については、その確認のために、本人または

護側から要求された軍忠内容を文書化して答申したのが、史料1Bのような軍忠申状であることが明白となる。島津家文書には建治二年と推定される秋田城介の書状があつて、「御恩御下文一通令進之候、御拝領之条、悦存候、恐々謹言」とあるので、蒙古合戦での勲功賞として安達泰盛が添状とともに給付したものに相違ない。⁽¹²⁾また史料6、建治三年六月十五日付大友頼泰召文によれば、証人に対しても軍忠申請者の申状を披露し、内容に相違がないかどうかについてを、起請の文言を記載して請文として守護所へ提出するよう要求している。この文書は合戦における見知証人請文を要求した初見の文書であり、文永役の戦功認定において、申請者本人の軍忠申状を証人に示し、所載内容の実否を起請文言を以て答申するよう命じたものであるから、既に文永戦役の認定作業でも建治三年の段階で、弘安戦役での文書確認手続と同様の手続を実施した事が判明する。以上を総合すると、文永役での戦功認定手続において、鎌倉に戦功注進がなされる以前の現地での戦功検知がいかなる方法によつて実施されたかを以下のように明かにし得る。鎌倉へ注進される戦功については、その確認のために、本人または

代官への召文による喚問が行われている。また戦功上申者本人の軍忠の申状が同所合戦の見知人に披露され、申請者の申告内容と見知人の目撃内容に相違がないかどうか、起請文言を載せた請文を彼等見知人に守護所へ提出させたことも看取される。一方で見知人に対する身柄の召喚による審問も行われているが、これは證人審問と證人請文の提出のどちらが先に実施されたのか、また事例ごとの判断によつたのかは不明であつて、制規としてその手続を断定し得るほどの史料は残されていない。そして鎌倉への概要報告がなされた後も、現地守護による戦功の確認作業が継続し、同じ戦功検知に関しても重ねて慎重な認定が繰り返されている模様である。

史料7

(山代松浦文書)

肥前国御家人山代又三郎榮申度々合戦證人事、申状遣之、任見知實正、以誓状詞、可令申給候也、仍執達如件、

(北条時定)

弘安四年八月十日 平(花押)

船原三郎殿
河上又次郎殿

代官への召文による喚問が行われている。また戦功上申者本人の軍忠の申状が同所合戦の見知人に披露され、申請者の申告内容と見知人の目撃内容に相違がないかどうか、起請文言を載せた請文を彼等見知人に守護所へ提出させたことも看取される。一方で見知人に対する身柄の召喚による審問も行われているが、これは證人審問と證人請文の提出のどちらが先に実施されたのか、また事例ごとの判断によつたのかは不明であつて、制規としてその手続を断定し得るほどの史料は残されていない。そして鎌倉への概要報告がなされた後も、現地守護による戦功の確認作業が継続し、同じ戦功検知に関しても重ねて慎重な認定が繰り返されている模様である。

一方の弘安戦役における戦功認定関連文書は、史料1のA・Bを含めて表2にみるように文永役の際の一倍にものぼる十五通を数えるが、此等を通覧するとよりその確認手続が明確となる。史料7の弘安四年八月の六名の見知証人への北条時定書下によれば、山代栄の申請する軍忠に問題が生じたらしく「肥前国御家人山代又三郎栄申度々合戦證人事」と頭書しており、軍忠申状を回覧しているので、それ以前の何度も山代の重複申請の過程で、本人の軍忠申状を提出させていたことがわかる。またこの文書は弘安戦役における戦功認定関連文書の最も早い例であるが、文中文言の「誓状詞」とは起請文言を持つ請文を指すと考えられるので、文永戦役の際の史料6、建治三年守護書下で證人請文を要求した方法を踏襲しており、弘安戦役では当初より確認のため見知証人の請文を提出させることが制度化していたと推知される。そして弘安戦役で残された戦功認定関係文書の多数が、

御厨預所源右衛門太郎兵衛尉殿
益田大夫殿
志佐小次郎殿
空閑三郎殿

証人に對して起請文言を有する請文の提出を要請するものであるが、この蒙古合戦の両役を通じて残存した請文は史料1Aの島津長久のものだけである。

以上のような蒙古襲来時における戦功確認の現地手続からみて、弘安戦役における史料1A・Bの日付の問題は以下のように解釈することができる。Bの比志嶋時範申状は、本人の口頭申請と島津長久以外の同所合戦の見知証人の証言に參差が生じたか、守護から鎌倉への注進が成されなかつたかのどちらかの理由によつて、提出された訴訟手続としての申状であると判断される。このため守護側は再度証人に對して軍忠の実否を審問することにして、起請の言葉を記載する請文の提出を命じた結果が、Aの請文であろう。従つて、比志嶋の最初の口頭申請の際に作成されていた現存しない島津長久請文を證状と称し、二月の申状に副進したと推定される。申状を受けた守護側が、繼續審議で疑義が生じたため、さらに重ねて證人島津長久に再度の請文を提出させたものである。従つて現存している再度の請文はその後の日付、即ち四月十五日であつてもよいことになろう。初度及び再度の請文で證明する比志嶋時範の軍忠内容は同様であるのが当然であるから、現存する時範申状の日付が

溯るという一見矛盾したように文書が残存する結果となつたと推知される。従つて、Bの比志嶋申状の中での長久證状というのは、内容は一致していくても現在残されているAそのものではなく、四月十五日の日付をもつAと同内容の請文が一月の比志嶋時範申状作成提出以前にも戦功確認の必要上から作成されていたと考えられるのである。島津長久の請文の正文は比志嶋時範申状とともに、守護から鎌倉へと中継送付されたものと見て相違あるまい。この現存する長久の請文は、同所合戦の見知証人の内容を持つが、同時に長久が守護正員の近親者であることから比志嶋時範申状の中での「證狀」の表現となつたものと推察できる。戦功認定における證狀という文書名は初出であり、機能及び書式としては南北朝期の見知証人の請文ないし、守護・大將級部将の発給する軍忠挙状と全く同様のものであるので、この島津長久證状なる文書を軍忠挙状の初見例として差支えない。

史料8

(筑前右田家文書)

豊後國御家人右田四郎入道道円代子息彌四郎能明申、
今年六月八日蒙古合戦之刻、自身并下人被疵由事、
申状如此、彼輩防戦之振舞、發向之戰場、各々證人

云々、所申無相違否、非縁者同心儀者、載起請詞、分明可注申之、證人散状者、直可被付守護所也、依仰執達如件、

(大友頼泰)

弘安四年十二月二日 前出羽守

古後左衛門尉殿
帆足兵衛尉殿

史料9 (折紙)

(肥前龍造寺文書)

去年異賊襲来時、七月二日、於壹岐嶋瀬戸浦令合戦由事、申状并證人起請文令披見畢、可令注進此由於関東候、謹言、

(北条時定)

弘安五年九月九日 時定(花押)

龍造寺小三郎左衛門尉殿

III

史料9に掲出した弘安五年九月九日の龍造寺宛て北条時定書状では、七月二日の壹岐島瀬戸浦での戦闘における軍忠を鎌倉に報告した旨を告知しているが、「申状并

證人起請文令披見畢」という北条時定の確認行為の結果、「可令注進此由於関東候」と述べており、本人の軍忠申状と証人起請文の二通が、鎌倉への軍忠取り次ぎの証拠文書として挙げられている。

また興味深いのは史料8の弘安四年十二月二日大友頼泰書下である。これによれば、豊後国御家人右田能明の申し立てる軍忠について証人に挙げられた二名に対して、「載起請詞、分明可注申之、證人散状者、直可被付守護所也」と指示しており、戦功申立て者と證人の間の口裏合わせを警戒していたことも窺える。この点は、戦功の申し立て行為自体が、戦闘参加者たる御家人による自発的なものであつて、当該期の訴訟手続の基本姿勢である当事者主義と異なる所がないことから、守護からの見知証人の起請文言による請文提出を要請する問状を伝達するのも、その請文を守護所に運ぶのも軍功申し立て者本人であるということからも当然の配慮であろう。つまり、同所合戦人が複数で架空の虚戦を申し立て、相互に証人となれば戦功として認められてしまう場合もあり得るのであって、南北朝初期の二条河原落書にある「安堵、恩賞、虚軍」とは、まさに当時の戦功認定方法の不備をついているのである。

さて一方では、證人に戦功申請者の軍忠申状を披見させることなく、かつ證人の召喚による審問もせずに、申請者の挙げた證人にはじめから起請文言による請文を要請する場合もあつたらしい。写しではあるが、弘安七年四月十二日少貳景資の発給文書によれば、香西度景の軍忠申請の證人神山四郎に対して、香西申し立ての肥前御厨子崎海上における舎弟討死以下の内容を詳述した上で、実否について起請文型式での請文提出を要請している。

この場合では、證人に対しては軍忠申請者の申状は披露しておらず、また事前に證人の直接審問は実施しないで請文を要求した事情が読み取れる。少貳景資は文永役での大将としての戦鬪指揮を執ったことが知られているが、現地での戦功認定の最終的段階の責任者としての守護はその兄経資であつて、鎌倉への注進は彼の専掌事項であつたと見られる。⁽¹⁵⁾

以上検討してきたように、蒙古合戦における現地守護施行の戦功認定作業においては、軍忠申請者本人の軍忠申状を証人に披露し、証人から起請文言を有する請文を提出させるという文書手続がその基本をなしていることが判明する。従つて軍忠申請者の軍忠申状と証人の請文

とは、戦功認定手続において相互に重要な機能を有しており、機能的にも両者ともに蒙古合戦の際に従来的戦功認定を改めざるをえない状況下で文書審理の両輪の役割を果たしたのである。⁽¹⁶⁾

先述の如く、この時に守護からの問状に応えて提出された見知証人の請文と、この確認作業終了後に守護自身が幕府に対して管国内御家人の戦功を挙達した文書は、いずれも書式、内容、目的の全ての点で、南北朝期に見られる見知証人請文や、守護・大将の上申文書として頻出する軍忠挙状と各々全く同じである。文書名として請文とするか挙状とするかについては、守護の問状に答えて提出された見知証人からのそれを請文と称し、守護ないしその代官以上の実施する戦功認定手続上のそれは挙状と称して差支えないと思われる。従つて戦鬪参加者の軍忠を、守護が幕府侍所へ中継上申する軍忠挙状の成立は、蒙古襲来時における戦功認定を文書手続で厳格に実施した際に必要とされた同所合戦の見知証人の請文が起源であると結論して誤りないであろう。また蒙古合戦では、証判型式の複合文書ではないが、戦功検知の過程で作成を義務付けられた申請者本人の提出した軍忠申状もまた、鎌倉末期に出現する証判型式軍忠状の成立の決定

的な契機となつてゐることも明かである。

IV

中世法制史料集第一巻には次のようない吉川家文書の一通を史料として所収する。この文書は、佐藤進一氏によつて南北朝の動乱による戦闘激化によつて生じた戦功認定方法の変化を象徴的に表現する史料として紹介されたものである。佐藤氏によれば従来の負傷や分捕りなどの戦功認定方法については、軍忠認定権を有するものの面前で逐次申請型の軍忠状によつて同時進行的に確認作業を実施していいたものが、この法發布後、戦功は同所合戦人に確認を受け、一連の合戦の後、長文日記体の一括申請型軍忠状によつて認定される手続方式に変化したとされるのである。この問題については、当時の証判型式を持つ軍忠状は、その様式と機能から逐次型と一括型の二大別が可能であることは事実であるが、一括型は様々な理由から逐次型をもとにして作成される申請段階の相違であることを既に明かにした。⁽¹⁷⁾

史料10

吉川彦次郎経久申軍忠事

(吉川家文書)

一 同三月十六日、天王寺御合戦之時、馳向阿倍野致合戦、任切棄之法頸一取候了、且河勾左京進入道、薬師寺彦次郎令見知候了、
 一 同五月廿二日致合戦事、被射乗馬事、屋代彦六、豊田六郎所及見也、右、属于御手、致軍忠上者、給一見書為備後證、恐々言上如件、

建武五年七月 日 藤原經久（裏花押）

進上 御奉行所

(高師冬)

「承了（花押）」

軍事関係文書が出現して戦功認定方法が文書化の方向で整備された蒙古襲来以降の鎌倉末期迄と、建武五年七月以前の南北朝初期の認定方法について、この間にも変化しているのかどうかも留意する必要があるが、結論的には基本的相違を認めることはできない。すなわち分捕切棄法以前の戦功認定方法に関する改訂を示す法も全く発

見する事はできないのである。分捕切棄法に対応する被支配者集団は、足利方として合戦に参加する武士である。

しかし全国規模で展開した南北朝内乱においては、畿内近国を中心とした幕府直轄軍と地方戦線にあつた足利一

門守護、國大将、外様出身守護では、それぞれ指揮下国人の軍忠状の提出手続きも異なつてゐる事実が確認されるので、当然一概に規定することはできない。この意味

では、分捕切棄法は、特に畿内近国を戦闘領域として幕府直轄軍が編成されて行動した際に適用された、という事実が確認し得るだけである。そこで当該期の戦功認定の文書による手続きを再確認しておきたい。南北朝初期における戦功認定手続過程を記述する軍忠状が残存するので、以下に全文を引用する。

史料 11

（薩藩旧記小川文書）

武藏国西小河小太郎季久申、筑前国有智山合戦軍忠事、右、建武三年二月廿八日引籠有智山、同廿九日於御社谷致合戦忠刻、自身被疵被射左股、若黨田兵衛尉・郎従右馬允幡指討死、若黨伊與房被疵右膝被射切、同平内左衛門尉左ヒチ被射切、此等子細同所合戦之輩、肥後国詫磨豊前太郎・肥前国曾禰崎左衛

門三郎入道等令見知之間、被成御施行、被尋問實否之處、證人請文依無相違、被經御沙汰、被入御注進畢、然者、給御證判、為備後代龜鏡、恐々言上如件、

建武三年三月 日

承了、太宰少貳（花押影）

この軍忠状は、建武三年三月、即ち足利尊氏が九州落去したさいに九州戦域での合戦で作成提出されたものであるから、この軍忠状で知る事ができる戦功認定方法は、原則として鎌倉末期から元弘争乱期までに普遍化していった認定方法に基づいていたと見て誤りないであろう。この手続を見ると結論からいえば、蒙古襲来の際に実施された戦功認定方法と殆ど同様であるものと考えられる。

重要な部分は「：見知之間、被成御施行、被尋問實否之處、証人請文依無相違、被經御沙汰被入御注進畢：」と
いう箇所である。この軍忠状から知ることのできる戦功認定手続を整理すると次のようになる。
①本人申請の軍忠状の受理と、同所合戦の見知証人の確認、
②証人に対する本人申告の疵や分捕の状況の事実審査、具体的には戦功申請者の申告内容の事実関係を知見し得る証人に對し、文書を証人請文として提出させている。この場合で

は証人が実際に大将の面前に出頭して口頭で証言し、さらに文書化させたのか、証人の在所へ守護所から文書で問い合わせをして請文を提出させたのかは定かではないが、両用の方法が実施されていたことは、蒙古襲来の戦功認知の際に残された文書からも明白である。従つて少なくともこの建武三年の初頭の時点では、証人への事実審問という手続きが蒙古襲来以来の基本手続きとして継続していたことは確認できる。(1)(2)を現場の大将の「御施行」と称していることもわかる。(3)ここまで手続きで現地での戦功確認が終了すると、大将によつて幕府侍所への注進が行われる。この際に本人申請の軍忠内容の転記を中心とする挙状が上申されたものと思われるが、先述のように内容書式は初度の證人請文と同様のものであつて、請文あるいは挙状という文書名の相違は、作成主体が同所合戦人か守護であるかの相違にすぎない。蒙古襲来の際と異なる部分としては、最初の申請から書面、すなわち証判型式の軍忠状によつて行つたか否かによる。文永・弘安に関する戦功認定手続では、軍忠状にあたる軍忠申状の提出は、審理の遅延か、本人申請の軍忠内容に疑義が生じて、再審理の為に同所合戦人に告知する必要から作成させたと考えられ、初度の申請は口頭によつ

て守護側の執筆が文書化していたのである。従つて南北朝初期においては、初度の申請から書面で行つた点に鎌倉期との相違が認められる。

さてここで、分捕切棄法を伺い知ることのできる、冒頭の軍忠状の文言を再確認してみよう。「法」の適用例としては、建武五年二月二十八日の奈良坂合戦と、同年三月十六日の天王寺合戦を申告している。分捕切棄法と命名されている通り、「分捕事」を「可為切棄」と「被定法」たとつており、(1)「分捕」すなわち敵首の取得を禁止し、(2)敵を倒した場合は、「切棄」ないし「打捨」にして証人を確保する。そして(3)軍忠状に切棄の事實を、現場で確認した証人名を記して申告する。分捕切棄法は、以上のような要素から構成されていると考えられるが、重要なのは(3)の軍忠状による申告の部分である。本文書によつてこの「法」の存在が認知されたのであるから、分捕切棄法が軍忠認定方法の変更を意味するといつても、最終的には、文書||軍忠状による申告は必要であつたことは確実である。従つて変更の主部は、(1)(2)の部分にある。従来は、合戦の都度に分捕りの敵首を持参し、自身の負傷箇所とその深浅の確認を実検認定してもらつていた事實が知られている。分

捕切棄法の最も重要な改正は、討取つた敵首を取得携行して実検するという手続きを省略するという点にある。逆にいうとこの法発令以前の戦功認定には、敵首の取得携行と合戦終了時に直ちに大将に認知してもらうことが建前であり、原則であった、ということになる。しかし実際に残存する軍忠状を建武五年を溯って子細に点検すると、事実上の分捕切棄法が既に臨時に行われた形跡を確認し得る。具体的な例をいくつか挙げてみよう。

建武三年の地方戦域での史料であるが、同年三月二十八日付で提出された相馬光胤軍忠状⁽¹⁹⁾は、二十二日及び二十七日両日の合戦の戦功上申を行つたものである。この合戦の生じた全体状況は、前年末以来奥州北畠顯家が奥羽国人層の結集に成功して攻勢に出ていて足利方にあつた相馬氏は本拠小高城に拠つて防戦に努める展開であつた。さて内容に注意してみると、二十二日分の軍忠の記載の末尾に「：右、如其合戦之間、同二十四日追散敵畢、然除矢戦并殘手疵畢、仍欲捧注進状処、為尻攻御内侍所大泉平九郎後馳來、以次、」として次の二十七日分の軍忠の記載に続けている。即ちこの軍忠状では二日分の軍忠を申請しているものの、元来は一日の合戦毎に軍忠状による申請を行うのが定法であつた事情が明らかである。

従つて建武三年の地方戦域では、各合戦毎の即時型軍忠状による申請が手続きとしての前提となつてゐたことは間違いかろう。次に建武四年八月に亡父の軍忠を申請した子息野本鶴寿丸軍忠状⁽²⁰⁾は、長文日記体軍忠状として有名なものであるが、このなかで、建武二年十二月十一日の伊豆国中山合戦についての戦功申請で、「：切落御敵一騎、欲取頸之處、山名伊豆守殿為日大将、令見知之上者、雖不取頸、可進于先之由、被仰之間、隨彼命、則追落御敵於河鮪、預大將御感畢、此子細等、翌日被付着到畢、」と記されている事実に注目したい。この合戦は足利尊氏が建武政権への離反を明確化させた初動期において、新田義貞以下の討伐軍が東下し、迎撃した足利方との間で惹起したものであるが、官軍としての新田方は大軍であつたので、箱根・竹下合戦で足利方が勝利するまでは楽観を許さない情勢にあつた。ここで戦功申請者は、斬撃戦で切り落馬させた敵騎馬武者の首を取ろうとしたが、現場を通りかかつた日大將山名時氏から、敵を倒した事実を現認したから首を取らずに進撃するように命じられ、さらにその後の戦闘で敵を擊退して大将に賞賛された上に、それらの戦功は翌日記録してもらつた、というのである。ここでは元来、敵首を取得するのが定

法であつた事実が伺える一方で、大将が見知していれば、後日その戦功が大将側の文書に記録されていたことも判明する。この軍忠状から知ることができることと選ぶところはないといつてよい。

このように既に建武二年の段階に溯つて、事実上の分捕切棄法同様の認定方法が、戦闘状況によつて採用実施されていた事実が明らかである。その状況ないし条件は、
①敵方が多数である。
②大將ないし奉行人などが軍忠現場を視認している。
③戦闘終了後、大将側の文書記録（実験帳）に登録、の三条件である。しかし忘れてはならないのは、この経過を伝える史料が一括申請方式の長文日記体軍忠状であり、そこに記載される各合戦ごとの項目を点検すると、逐次申請方式の即時型軍忠状が提出ずみであつた事実も判明する。先述のようにこの点については、既に南北朝期の軍忠状の二型式の関係を考察した論稿で明らかにしたが、重要な関係部分であるので主旨を必要最低限度に再説する。

蒙古襲来を契機に整備発達し、末期には確立した複合文書を基本とする軍忠認定方法のなかで、軍忠状の二型式という点が大きな意味を持つと思われる。以下、逐次申請方式の即時型軍忠状をA型、一括申請方式の長文日記体軍忠状をB型とする。

佐藤進一氏は、当時戦功認定に用いられた軍忠状も、当該期の戦闘激化とその状況に対応するために発布された分捕切棄法により、A型からB型へと変化したとされ、軍忠状型式の変化と分捕切棄法の両者を密接に関連づけて説明された。しかしながらA型、B型両型式の軍忠状の存在理由は、時代状況の変化によるものではなく、戦功認定の段階による相違にあつたのである。すなわちA型は各合戦においての認定に、B型は複数のA型をもとに作成し、より恩賞給付に近い段階での重複申請で用いられてきたのである。従つて分捕切棄法の発布が確認される建武五年以後にも、A型の存在は確認し得ることは当然であり、この法発布の舞台となつた建武五年の幕府軍による畿内制圧戦においても作成されている。しかも分捕切棄法を史料として残した吉川彦次郎経久その人が、同じ一連の合戦の期間中にA型も残しているのである。

分捕切棄法を伝えるB型は、建武五年の二月二十八日、三月十六日、五月二十二日の各合戦の戦功認定を申請した同年八月のものが、彼はこの期間中の四月二十五日に、三月十三日合戦の軍忠を申告した軍忠状を別個に提出している。

では建武五年の分捕切棄法発布後に、佐藤氏の所説の

ようすに軍忠状は全てB型に変化したか、というと、前述のようにそのような変化は確認し得ず、相変わらず畿内・近国あるいは地方を問わずA型も作成提出されていたのである。従つて分捕切棄法は、A型とB型の軍忠状の段階的文書提出手続きを省略し、B型の提出のみで戦功認定が可能になつたということではない。しかも事実上の分捕切棄法が施行された例は、建武五年以前にも確認し得るから、この法の性質は、合戦の状況によりその合戦にのみ適用される前提で発布された臨時法であったと考えられる。そしてその内容が規定したのは、敵首を取得携行してはならず、軍奉行人か複数の同所合戦の武士の現認を前提とし、A型軍忠状を実検帳へ転載確認する際には、物的証拠である敵首の確認でなく証人の証言とその請文中心の検知方式に改変することであつた。また当時の重要な戦功である負傷についての確認は、しばしばB型で見られるような最初の申請項目の合戦から数年も経過してからでは検知確認は不能であるから、やはりA型の提出の際に用いられたに相違ない。従つてこの点の変更はないに等しく、従前通り負傷の状況に関する証言が聽取され、大将側の保存資料である疵実験帳に記録されたものと思われる。原史料では「被定法」とある

が、その場合、いくつかのケースが想定される。(1)奈良坂合戦の直前に決定され、この合戦にのみ適用、(2)奈良坂合戦で決定され、以後足利方の戦功認定方法全般がこの法で規定された。(3)奈良坂合戦で決定され、以後同様な条件下での合戦の都度適用。(4)奈良坂合戦以前に制定され、この合戦及び同様な条件の合戦の都度に下達、適用された。しかし検討してきたように最も可能性が高いのは、③④のいずれかであろうと思われる。既に見たように建武五年以前の合戦の戦功認定でも、敵が多数であつた場合の臨機応変の処置として事実上の分捕切棄法が採用されており、分捕切棄法が法として決定される十分な背景は用意されていたといつてよい。これは法として決定していかなかつたために、しばしば戦功認定を巡つて不都合が生じたために発布されたのであろう。しかしその後、分捕切棄法が施行されたと確認し得る形跡を見いだす事ができない事實を、どのように解釈したらよいであろうか。この建武五年の奈良坂合戦以後は、まさに法として効力を維持し続けたと考えることも可能であり、定法であるがゆえに軍忠状記載の文言からは「法」という表現が消えたと判断する事もできよう。しかし、この法が適用されたのは、戦闘の相手であつた宮方が大軍

だつた、という事実が重要であったと思われる。

分捕切棄法及びこの法發布に先行する事実上の分捕切棄法の扱いを行つたと推測し得る合戦の場合も、いずれも相手方が大軍であつたという条件が特徴である。建武五年の分捕切棄法と蒙古襲来との共通点はここにあるといつてよい。いずれも遭遇した敵軍が予想を遙かに上回る大軍であつたことから、従来の戦功認定方法では対処しきれないほど戦闘規模が厖大化したことや他の諸条件も加わつて、臨時に戦功の認定方法を改定して対応したものと思われる。建武五年二月に、分捕切棄法が法として被支配者集団である畿内戦域にある足利方武士に強制力を持つことは疑いない。しかし重要な点は、軍忠状による書面審理を省略する内容を有するものではなかつたので、この切棄法発布の合戦における軍忠状そのものが残存し、その後も軍忠状は戦功認定手続の上で、なお不可欠な手続段階と機能を果たしていたという事実である。南北朝初期において建武五年をむかえる以前にも実質上の切棄法を追認せざるを得ない状況があつたことは先に述べた通りであるが、この法發布を含めて、戦功認定の責任は現地の直接指揮者である守護・大将となつてくる。そこで認定手続上で重要な機能を果たすのが守

護・大将発給の挙状なのである。守護・大将指揮下の国人の戦功認定は、將軍や幕府高官が現地に赴かず、また申請者が恩賞申請のため長期に上洛することが禁止されていた状況までも同じなので、蒙古襲来時と同様に現地守護のもとで文書中心の手続によつて実施された。守護発給の軍忠ないし恩賞挙状の中で、国人が恩賞沙汰の要請のため上洛を懇願するのを戦闘継続中なので制止しているので、本人の代官を上洛させると報告し、あるいは当該国人の恩賞沙汰を速やかに施行してほしいというような要請が幕府に対し行われたのは、去就の定まらない国人層を率いて南朝軍との戦闘指揮を任務とする守護の苦しい実情を反映した言葉と見られる。軍忠状に記載される同所合戦の見知証人に、守護本人ないしその同族や軍奉行となつている守護侍所職員などの名が多く挙げられてゐるのは、戦功認定においてより高い証言能力ないし効力を期待した結果であろうが、最終的には彼等の請文をもとにして、守護側が軍忠の事実審理を実施して、幕府への注進の価値があるかどうかを判定したと考えられる。その結果、本人提出の一括申請型軍忠状に証判を与えて返却すると同時に、それをもとにして守護が作成した注進状と挙状を添えて幕府侍所へ挙達し、本人には

幕府への挙達をなした旨の書下しを与える、という相互の手続をとつていたことが一連の軍事関係文書から明かである。このように蒙古襲来の認定過程で成立した請文は、南北朝期に入つて、守護の挙状として軍忠状が恩賞に結び付く過程で、一層重要な機能を果たしたものと評価される。

V

源頼朝以来の戦功認定方法の重要な転換期となつたのは、蒙古襲来と建武年間であつたと考えられるが、建武五年に確認された分捕切棄法は、蒙古襲来時の変化に比較すれば部分的修正にとどまる。蒙古襲来の際に生じた戦功認定方法の変化の理由は、將軍、執権以下幕府首脳が戦場である九州に臨むことなく、鎌倉において合戦参加者の軍忠を認定して恩賞の沙汰を決定したことから生じたものと推定される。源頼朝期以来口頭申請を基本としてきた戦功申告は、證人及び本人の文書申請を必要としなくてはならなかつた現地の状況から、鎌倉に戦功申請者本人や証人を召喚して口頭で申告、審理する從来方式を採用できず、竹崎季長などのような例外を除けば、

基本的には恩賞決定の判断材料たる守護段階で提出される軍忠申状、証人請文、守護注進状及び挙状などの文書のみによつて審理したと考えられる。従つて戦功そのものの認定は現地守護の責務として厳正な審議が要求されに相違ない。このことは文永・弘安両戦役の戦功検知に関する文書をみても、先述して明かなように同一人の戦功認定に複数の証人から請文を提出させ、さらに本人に戦闘状況と軍忠を申状にして提出させた上で、再度証人に回覧して起請文言の請文を提出させるなどの手続をとつてている。さらに疑義があれば何度もこの手続を実施した形跡があつて、現地守護の戦功認定は厳格を極めているといつてよい。蒙古襲来の恩賞沙汰が遅々として進展しなかつたのは、この文書による厳正な戦功認定手続制度の確立と導入を大きな理由に加えなければならぬと思われる。この認定過程で重視されたのが、一つが本人提出の軍忠の申状であり、もう一つが同所合戦の見知証人の起請文言を記載する請文であつた。以上のように南北朝期において多用された重要な軍事関係文書である軍忠状と挙状の成立は、蒙古襲来の戦功認定過程において認められるのである。当該期の請文は、先述のように守護挙状と同様の書式を有しており、戦功認定の条件

を共有する南北朝初期に守護の挙状として発展したものと考えられるのである。このように挙状の成立は、蒙古襲来時における諸状況から、源頼朝以来の戦功認定方式を改変し、戦功認定を現地守護の責任において実施する過程で、遅くとも建治三年には証人請文の制度が導入されていることにその直接的起源を求める事ができると結論できよう。

註

- (1) 拙稿「南北朝初期における挙状に関する基礎的考察」『史学』第六十六巻第二号、一九九七年参照。当該期挙状の古文書学上における研究は荻野三七彦氏、川添昭二氏、五味克夫氏等の研究（註16参照）以外は、殆どない状態であつたが、南北朝期の守護制度上の研究の必要からは、挙状の分類名称を使用している。（小川信氏『足利一門守護発展史の研究』、吉川弘文館一九八〇年、佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究』東京大学出版会 上、一九六七年、下、一九八八年）、一方鎌倉期の挙状に関しては相田二郎氏『日本の古文書』上、岩波文店一九四九年、伊木寿一氏『古文書学』、慶應義塾大学出版会、一九五四年、などに「官位・所職の競望あるいは一般の訴訟上申などの場合には公武ともに上官の推薦状である吹挙状を貰いそれを添えて差出す事が行われた。」と簡潔に定義され、官途吹挙状の名称が挙げられている。

(2) 拙稿前掲論文参照

- (3) 工藤敬一氏「着到状・軍忠状の成立条件おぼえがき」「吾妻鏡の総合的研究」一九九一年、五味文彦氏「合戦記の方法」「吾妻鏡の法方」吉川弘文館一九九〇年

- (4) 岡田清一氏「合戦の儀礼 3 戰功認定の諸相」『中世を考える いくさ』福田豊彦編 吉川弘文館一九九三年、相田二郎氏『蒙古襲来の研究』、一九五八年 吉川弘文館

- (5) 河音能平「中世日本における軍忠状文書様式の成立―中世複合文書の一例の紹介―」『ピストリア』一四〇号 一九九三年九月

- (6) 証判型式着到状の初見例は、播磨広峰文書 正応三年卯月十日六波羅探題北条兼時証判広峰長祐着到状、同じく証判型式覆勘状の初見例は、肥前深堀文書 建武五年七月十二日小保道剩証判深堀明意並びに政綱覆勘状。なお証判型式の覆勘状については番役着到状という名称が機能の点からも相応しい。拙稿「着到状の基礎的考察」『史学』第五十四巻第二・三号 一九八五年参照。

- (7) 軍忠状の初見例については、弘安五年二月の比志嶋時範申状をその申告内容から軍忠状と見做す見解が多いが、これらは、戦功認定ないし恩賞沙汰の遲延によつて提出された訴訟行為としての申状であると考えるのがよい。これを軍忠状の初見とするならば南北朝期にも多数存在するそれら証判を持たない軍忠に関する申状全てを軍忠状として定義しなくてはならない。従つて厳密な狭義の意味での軍忠状は複合文書としての証判を有する型式の

ものに限定すべきであろうと考えられる。このような立場からは証判型式の軍忠状の初見例は、「熊谷家文書」正慶二年壬二月廿七日熊谷直経合戦手負注文となる。ただし熊谷家文書には同八日に「千葉城着到案文」との端裏書のある軍忠状案文が存在するが、当該文書は注文型式ではなく、大日本古文書では着到状案としているが内容も全く軍忠状であつてこの正文に証判が存在したであることは疑いない。註(10)参照。

(8) 島津長久は弘安五年二月比志嶋時範申状に「大炊亮殿」とあり、同年四月十五日挙状には「大炊助長久」とあるが、弘安役当時までの薩摩国守護正員の久経の弟に比定されている。しかし『島津氏正統系図』(島津家資料刊行会 一九八五年)によれば、久経の弟には、「高久号中沼 大炊助 法名教佛」また「久時 号阿蘇谷 大炊助」とあつて大炊助を名乗るものが一名存在する。『島津国史』には入来院主馬系図に據るとして、「按、大炊助長久、五郎忠経、並ニ島津久経ノ弟ナリ、長久、島津系図久時ニ作リ、阿蘇谷ト稱ス、長久ハ幼名ナルヘシ：」とする。『薩藩旧記』所収比志嶋文書では、四月十五日の当該文書で「大炊助長久」の横に注記して「号中沼大炊助」としており、高久、久時いずれにも決し難い。なお後考に俟ちたいがいざれにせよ守護正員久経の弟である。同人の比定に関しては石井進氏「ある絵巻のできるまで『竹崎季長絵詞』の成立」『中世史を考える』校倉書房、一九九一年所収も参照されたい。

(9) 相田一郎氏『日本の古文書』上、岩波書店 一九四九

挙状の成立について

年、中編第五部上申文書第一十三類軍忠状では、「正しく軍忠状と認め得るものは、鎌倉時代には現れていない。元弘一統の合戦から現れ、吉野時代のものが最も多い。」とされている。また同「軍忠状はいかに伝存しているか」(『古文書と郷土史研究』相田一郎著作集3 名著出版、一九七八年)の七の四のなかで、比志嶋文書の当該二通を挙げて解説を加えて、「右に挙げた申状は、その中にいう合戦が終わつてから、かなり日数を経たものであるが、この点は後の時代の軍忠状に比較してみて、敢えて不思議ではない。しかし、これを申状の形式で差出し、しかも同じ合戦に参加した者の証文を副えているところからみると、最初からの軍忠注進ではなく、既に申立てた後に、証人を必要とすることなどの理由があつて、差出したものと思われる。この軍忠の申状には、証判はない。」と正確に記されている。しかし佐藤進一氏『古文書学入門』(法政大学出版会 一九七一年)第三章第四節の(六)軍忠状の中、「軍忠状の初見は、弘安五年(一一八二年)二月、有名な弘安の役(第二回の蒙古襲来)に関する薩摩国御家人比志嶋時範のものである(比志嶋文書)。」とされて以来軍忠状の初見文書として紹介されることが多くなった。(『国史大辞典』吉川弘文館 一九八四年、の軍忠状の項他)岡田清一氏前掲書では「軍忠状の確実な初見は、弘安五年(一一八二)に提出された薩摩国の御家人比志嶋時範のものである。(中略)時範は、翌年四月(あるいはこれ以前か)工藤氏前掲論考)、この長久に対しても軍忠の「證狀」を求め、それが下されると

すぐに軍忠状を作成、長久の「證狀」とともに「合戦の忠勤」を披露したのである。」と記され両文書の日付の前後関係の矛盾にも言及していない。荻野三七彦氏「古文書と軍事史研究」（『軍事史学』九一三・四・五）では同文書を軍忠状の初見文書とすることを批判、拙稿「軍忠状に関する若干の考察」『古文書研究』二十一では一応南北朝期の同型式申状を軍忠状とする現状を肯定した上で荻野説を批判したが、複合文書という機能を重視して証判を持たない軍忠の申状と証判型式の複合文書としての軍忠状は区別すべきであると考える。註7参照。

(10) 文永・弘安両役での薩摩国守護正員として同国御家人の戦闘指揮にあたつたのは島津久経であつたが、同人は弘安七年閏四月二十一日に異国警固駐留中に筑前箱崎の役所で享年六十にして逝去している。直後の徵証を見出だす事はできないが、直ちにその子忠宗に守護職が継承されたと考えられている。島津家文書正應六年二月七日関東御教書の名充人が忠宗となつてゐる。

(11) 相田二郎氏第七章「地頭御家人の戦功とその検知」
『蒙古襲来の研究』、吉川弘文館 一九五八年、

(12) 島津家文書には本添状中にいう「御恩御下文」を指す、同建治二年八月廿七日將軍家惟康親王政所下文によつて薩摩国伊作庄と日置庄を島津久経に与えている事実が確認される。両文書の日付が一日違ひであることから、安達泰盛は鎌倉に所在していたことも疑いない。

(13) 拙稿前註(1)論文参照
五條家文書 弘安七年四月十二日少貳景資書状写

筑後国木小屋地頭香西小太郎度景申、□弘安四年閏七月五日、於肥前国御厨子崎海上、蒙古賊船三艘内、追懸大船致合戦、乗移敵船、度景令分取、舍弟廣度從異賊入海中、親類□被□被疵、郎從或令打死、或負手、令分取候子細、致見知候由、所立申證人也、然者彼度景合戦次第、任實正可致□□起請文候、□□□□、

弘安七年四月十二日 景資

神山四郎殿
判

(15) 竹崎季長の鎌倉参訴は、例外的行動であつたと考へられる。豊後日名子文書 建治二年三月八日の北条宗頼書状に「…為訴訟、可令參上之旨、雖歎申候、今一両月者、故更異国警固子と、不可有緩怠候之間、…」とあることを見ても、戦功認定や恩賞請求に伴う鎌倉への参訴は、再度の蒙古襲来に対する警備の観点から歓迎されない行動であつた。また現地での御家人の戦功検知の幕府への最終的注進は、少貳経資・大友頼泰両名が行つた。相田二郎氏前註(11)前掲書参照。

(16) 荻野三七彦氏は「拳状と覆勘状」（『古文書研究－方法と課題－』名著出版、一九八二年）のなかで、先行する二論文、すなわち五味克夫氏「鎌倉御家人の番役勤仕」（『史学雑誌』第六十三編九・十号）と川添昭二氏「覆勘状について」（『史淵』一〇五一〇六号、一九七一年）を踏まえて、拳状と覆勘状の関係について言及している。拳状が当事者の家に伝存することから類推して、川添氏の「拳状が覆勘状の機能を果たすところから、覆勘状そのものを必要としなかつたのかもしれない。」という点に

ついて「…果たすものであるという断定はできない。私は幕府が守護に対して改めて覆勘状を発給せよと命じたものであろうと推定し、この時に挙状を添えて下付したのではないかと考える。…」と述べておられる。この点については、従来平常勤番としての軍務である番役の勤務終了について出されていた覆勘状と、南北朝期における軍忠挙状は異なる機能を果たしていたものと判断される。大きな理由としては、覆勘状は書下として守護から勤務者本人を名充人として与えられており、軍忠挙状は軍忠申請者の要請により、幕府などの上級機関を宛所として上申されるのが一般的用例であるからである。また南北朝期に覆勘状に相当するものとして、守護が軍忠申請者に対して幕府への戦功注進を実施した旨の書下しを与えていた例もあり、（相良家文書 貞和二年十二月三日 相良孫三郎宛少貳頼尚書下等）、覆勘状の機能はむしろこのような機能を有する守護書下へと継承されたと見るべきである。

- (17) 拙稿「軍忠状に関する若干の考察」『古文書研究』二十一、一九八三年、
- (18) 拙稿「南北朝初期における幕府軍事制度の基礎的考察」小川信先生古希記念論集『日本中世政治社会の研究』、群書類從完成会 一九九一年所収
- (19) 相馬文書 建武三年三月二十八日 相馬光胤軍忠状
- (20) 熊谷家文書 建武四年八月 野本鶴寿丸軍忠申状
- (21) 拙稿前註(17)論文
- (22) 吉川家文書 建武五年四月二十五日 吉川経久軍忠状